国立大学法人愛知教育大学ハラスメント防止委員会規程

２０２６年１０月１日
規　程　第　４７　号

（設置）

第１条　愛知教育大学におけるハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程（２０２６年規程第４６号）第８条第２項の規定に基づき、愛知教育大学ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　委員会は、本学におけるハラスメント及び性暴力等（以下「ハラスメント等」という。）の防止並びに適切な対応を推進し、安全で良好な就業及び修学環境の確保を図ることを目的とする。

（審議事項）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) ハラスメント等の防止のための啓発及び研修に関すること。

(2) ハラスメント等の再発防止及び環境改善に関すること。

(3) ハラスメント等に関する相談体制の整備及び運用に関すること。

(4) 調査委員会の設置の要否に関すること。

(5) 調査委員の交替に関すること。

(6) 相談、調整及び調査に係る報告に関すること。

(7) ハラスメント等の防止及び対応に関する規程等の制定及び改廃に関すること。

(8) 本学におけるハラスメント等の防止及び対応に関する実施状況の点検及び検証に関すること。

(9) 本学におけるハラスメント等の防止及び対応に関する実施状況を取りまとめ、その概要を毎年度公表すること。

(10) その他ハラスメント等の防止及び対応に関し必要な事項

（組織）

第４条　委員会は、学長が任命する次の委員をもって組織する。

(1) 学長が指名した理事

(2) 学長が指名した副学長

(3) 附属学校部長又は学長が委嘱した附属学校（園）の校長（園長を含む。）若しくは副校長（副園長を含む。）　１人

(4) 人事労務課長

(5) 学長が委嘱した各学系の教育職員　各学系１人（全体として男女双方を含むものとし、法律学又は心理学分野の教員を少なくとも１人含む。）

(6) 学長が委嘱した事務職員等　２人（男女双方を含む。）

２　前項の第５号及び第６号に定める委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

３　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門的助言者）

第５条　委員長は、産業医をメンタル面における専門的助言者（以下「助言者」という。）として、指名する。

２　助言者は、委員長の要請を受け、その専門的立場に基づき、委員会の活動等を補佐する。

３　助言者は、委員長が必要と認めたとき、委員会に出席し、発言することができる。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、第４条第１項第１号に規定する委員をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
３　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。
（会議）
第７条　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
２　議事は、出席した委員の３分の２以上をもって決する。
（委員以外の者の出席）
第８条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（専門ワーキング）
第９条　委員会に、専門的事項又は調査検討のため、必要に応じて専門ワーキングを置くことができる。
（事務）
第１０条　委員会の事務は、人事労務課において行う。
（規程の改廃）
第１１条　この規程の改廃は、委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が決定する。
（雑則）
第１２条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規程は、２０２６年１０月１日から施行する。